平成２２年（フ）第６５２２号
大阪市中央区上本町西３丁目２番２―1202号
債務者　岡田　一惠
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７３号
岡山県倉敷市羽島231番地５北棟202
債務者　深川　克己
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
岡山県井原市門田町612番地１
債務者　岡田　俊文
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
岡山県倉敷市中畝10丁目４番16号ウインドワード106号室
債務者　福島　久美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
岡山県倉敷市東塚４丁目２番22号
債務者　林　　英祐
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３２９号
埼玉県春日部市谷原２丁目５番地34
債務者　秋庭　博子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８８５号
千葉市中央区春日１丁目22番２号
債務者　寺田ふみ子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１９号
愛知県豊川市一宮町上新切69番地３
債務者　石井　利治
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１６１５号
札幌市南区真駒内本町２丁目２番12―407号
債務者　太田佐代子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０００号
札幌市白石区東札幌５条５丁目７番17号　高山ビル203号
債務者　細谷栄美子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０８０号
札幌市白石区川下１条５丁目１番24―301号
債務者　堀川　綾子（旧姓竹山）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２７３号
札幌市豊平区月寒西３条５丁目１番９号
債務者　福士さとみ（旧姓林・川口）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３４２号
札幌市豊平区月寒西２条６丁目２番４号
債務者　福士　明美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３７１号
札幌市白石区川北１条１丁目11番23号
債務者　渡部　　眞
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３７２号
札幌市白石区川北１条１丁目11番23号
債務者　渡部　裕子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３９６号
札幌市東区北43条東18丁目３番12号　シャトーⅠ・K302号
債務者　渡邉　晶子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３９７号
札幌市東区北43条東18丁目３番12号　シャトーⅠ・K302号
債務者　渡邉　光哲
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４０４号
北海道石狩市浜益区浜益３番地２
債務者　佐藤　　博
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部